○文部科学省告示第七十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
東京の街路	令和八年三月三十一日	令和八年四月三日から同年十月三十日	株式会社キュレイターズ 代表取締役社長　井澤　昌美 東京都渋谷区桜丘町三〇―四渋谷アジアマンション三〇六	公益財団法人東日本鉄道文化財団 東京ステーションギャラリー 東京都千代田区丸の内一―九―一 令和八年四月十八日から同年六月二十一日
森の中の多重塔（増上寺）	同右	同右	公益財団法人東日本鉄道文化財団 東京ステーションギャラリー 館長　冨田　章 東京都千代田区丸の内一―九―一	同右
歌舞伎役者（剣士　仁木弾正）―a	同右	同右	地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館 館長　菅谷　富夫 大阪府大阪市北区中之島四―三―一	地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館 大阪府大阪市北区中之島四―三―一 令和八年七月四日から同年九月二十七日
歌舞伎役者（剣士　仁木弾正）―b	同右	同右	同右	同右
街道	同右	同右	同右	同右
行脚僧	同右	同右	同右	同右
森の空き地にいる男たち	同右	同右	同右	同右
芸者―a	同右	同右	同右	同右
座る芸者―a	同右	同右	同右	同右
座る芸者―b	同右	同右	同右	同右
舞妓	同右	同右	同右	同右
扇を持つ舞妓	同右	同右	同右	同右